## 苫小牧市未来につなぐ森づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 苫小牧市未来につなぐ森づくり推進事業(以下「本事業」という。)に係る補助金 (以下「補助金」という。)の交付については、苫小牧市補助金等交付規則(平成30年 規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(事業の内容)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、北海道が定める未来につなぐ森づくり推進事業費補助金交付要綱(以下「道要綱」という。)に規定する事業のうち、苫小牧市の民有林地において、人工造林を実施する事業とする。

(補助事業者等)

第3条 本事業の事業主体(以下「補助事業者」という。)及び実施期間は、北海道が定める未来につなぐ森づくり推進事業実施要綱及び未来につなぐ森づくり推進事業実施要領(以下「道要領」という。)の定めるところによるものとする。

(補助対象経費等)

- 第4条 補助金額は、補助事業等に要する経費に100分の26を乗じて得た額とする。
- 2 第1項に規定する交付は、補助金額の確定後に行うものとする。

(交付申請等)

- 第5条 補助事業者は、規則に定めるところにより、補助金の交付申請手続を行うものとする。
- 2 前項の申請に当たっては、道要綱の定める様式に準じた様式を提出するものとする。た だし、市町村の交付規則等の提出は、不要とする。
- 3 補助事業者は、本事業の事業計画を、ふるさとの山づくり総合計画における区分に基づき、道要領別記様式に準じた様式により、市長が指定する期日までに提出するものとする。

(交付の決定)

- 第6条 市長は、申請に理由があると認めるときは、別記第1号様式により、補助金の交付 の決定を通知するものとする。
- 2 前項の決定に当たっては、必要に応じ、補助事業者の意見を聴取した上で、前条第3項 の事業計画に基づき事業量等を調整することができる。

(実績報告)

- 第7条 規則に基づく実績報告は、道要綱に定める様式に準じた様式の提出により行うものとする。
- 2 前項の提出を受けたときは、これを検査した上で、検査調書(別記第2号様式)を作成し、報告するものとする。

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の検査調書に基づき、補助金額を確定し、別記第3号様式により補助 事業者に通知するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別記第1号様式 苫小牧市補助決定通知

苫小牧市指令都総第 号年 月 日

様

年 月 日申請のあった苫小牧市未来につなぐ森づくり推進事業については、申請 内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし 次の事項を守らなければなりません。

苫小牧市長 岩 倉 博 文

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金額は、次のとおりです。

補助事業	補助対象経費	補助金額
苫小牧市未来につなぐ森づくり推進事業		

- 2 苫小牧市未来につなぐ森づくり推進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)、苫小牧 市補助金等交付規則(以下「規則」という。)及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の 注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 補助対象経費を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やか に市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書 を市長に提出し、また、市の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従 わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきこと を命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決

定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。

- 10 補助事業等実績報告書を市長が別に定める期日までに提出しなければなりません。
- 11 補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
- 12 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、別に定める様式によりその金額を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金額の確定の日の翌年6月30日までに市長に報告するとともに、補助金に係る消費税仕入控除税額の確定後は別に定める様式により速やかに市長に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

- 13 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 14 補助事業により整備した森林については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 15 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費と を区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度 の翌年度から5年間保存しなければなりません。
- 16 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金額の確定があった後においても、また同様とします。
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) 法令、規則又は要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- 17 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければなりません。
- 18 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外

の用途に転用する場合又は当該補助事業の施行地の立木を全面伐採除去(以下「転用等」という。補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡をし、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する場合は、あらかじめ市長にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、速やかに市長に報告するものとし、補助金相当額の減免について市長と協議することができます。

- 19 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければなりません。
- 20 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要 があると認めるときは、報告を求め、又は市の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査さ せ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

## 別記第2号様式

## 年度 苫小牧市未来につなぐ森づくり推進事業検査調書

区 分	事業実施主体名	施	行	筃	所	事 業 量 (ha)	事業費 (円)	補 助 額 (円)
	4							

検査年月日 年 月 日

上記のとおり検査しましたので報告します。

年 月 日

苫小牧市長 岩倉 博文 様

検査員職氏名 緑地公園課長

印

様

金 円也

年 月 日提出の 年度苫小牧市未来につなぐ森づくり推進事業実績報告書について審査した結果、下記の条件により頭書の補助金額を確定し交付します。

年 月 日

苫小牧市長 岩倉博文

記

- 1 この補助金を目的以外に使用したときは補助金の全額を返還させることがあります。
- 2 必要と認めたときは、会計に関係のある書類を調査することがあります。